

東アジア共同体と二つの安全保障システム

—— 多国間協力メカニズムと日米同盟の位相 ——

肥 田 進

目 次

- 一 はじめに
- 二 東アジア共同体に向けた動きと日本の対応
 - (一) 東アジア共同体構想の沿革と日本の対応
 - (二) 外務省による論点ペーパー
- 三 多国間協力体制と同盟 —— 国連の集団安全保障体制と憲章第五一条 ——
- 四 戦後米国の対東アジア安全保障戦略 —— ハブ・アンド・スポーク・システムとその変容 ——
- 五 日米同盟とグローバル化時代における変容
 - (一) 日米安全保障条約の成立過程と新安保条約
 - (二) 冷戦終結後の日米同盟
- 六 終わりに

一 はじめに

近年、東アジア共同体の創設を巡っては、同共同体の中核を占めることが予想されるASEAN諸国を中心に、東アジア首脳会議、すなわち東アジア・サミット(EAS)などの多国間メカニズムを媒介とする動きが活発化しているが、実際のところ、同共同体は未だ完全な形では定義されておらず、その枠組み、例えば構成メンバーさえ明確になってはいない。またその目的についても、最終的には、また少なくとも建前としては、永続的、且つ多国間協力関係を基礎とする安全保障体制を整えた経済及び政治統合の実現を目標としていると言ってもよいと思われるが、それについて関係者間に必ずしもコンセンサスがあるわけではない。現に東アジアには、多国間の枠組みと衝突する恐れのある、米国を中核とする日米安保同盟や米韓同盟が、すでにいわゆるハブ・アンド・スポーク・システム(Hub and Spoke System)として存在するだけでなく、しばしば指摘されるように、東アジア諸国の歴史や文化は多様であり、さらにイデオロギーや政治体制にも違いがあり、上記目標への到達には大変な困難が横たわっている。そのことは、東アジア共同体を巡るここ数年の動きが、域内を中心とする経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)の締結、及びその他の機能主義的協力関係の推進を中心として展開されていることから窺うことができる。

このような現状に鑑み、今日、特に安全保障の観点から東アジア共同体を論じることは大変な困難を伴うが、そうした中で、日本の鳩山前首相は、二〇〇九年一〇月二四日、タイで開催された東アジア・サミットに出席して自らの「東アジア共同体」構想を説明するとともに、その二日後の二六日には、総理大臣就任後初めて召集された臨時国会において最初の所信表明演説を行い、再び東アジア共同体の創設に言及した。彼はその中で、「東アジア地

域の相互の信頼関係を深化」させ、「他の地域に開かれた、透明性の高い協力体としての東アジア共同体構想」を推進したいと表明する一方、「緊密且つ対等な日米同盟」は「アジア太平洋地域の平和と繁栄」、さらには「グローバルな課題の克服」の基盤となるものであり、それを「重層的」に「深化」させる必要があると述べ、日米同盟が日本外交の基軸であることを再確認するとともに日米同盟と東アジア共同体は矛盾しないことを指摘したのである。²⁾ 折りしも、本年一月一九日は、一九六〇年に発効した新日米安全保障条約署名五〇周年に当たっていたが、当日には、いわゆる2プラス2、すなわち、日米両国の外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会の共同発表³⁾が行われただけでなく、オバマ (Barack Obama) 大統領や鳩山前首相をはじめとする日米両政府関係者からの声明が発表され、異口同音に日米同盟体制がアジア太平洋地域の安全と繁栄にとって不可欠であるとの認識が示された。因みに上記共同発表では、「日米同盟は、過去半世紀に亘り、日米両国の安全と繁栄の基盤として機能しており、閣僚は、日米同盟が引き続き二一世紀の諸課題に有効に対応するよう万全を期して取り組む決意である。日米安保体制は、アジア太平洋地域における繁栄を促すとともに、グローバル及び地域の幅広い諸課題に関する協力を下支えるものである。閣僚は、この体制をさらに発展させ、新たな分野での協力を拡大していくことを決意している」と述べられ、日米同盟を軍事同盟を軸として永続的に存続させるといふ日米両国の強い意思が示されている。またここには、近年しばしば用いられるようになった、日米同盟は東アジアの平和と安定のための「国際公共財」⁴⁾という考え方も反映されていると言つてよいように思われる。

ところで、日米同盟に対する日米両国政府によるこのような評価にかかわらず、同盟が本質的には、いわゆる仮想敵国を想定した軍事同盟であることを考慮する時、この日米同盟と東アジア共同体、特にその安全保障体制との関係がどのようなものになるかは、同共同体の安全保障を含む枠組みがどのようなものになるかによつて異なるであらう。もし、わが国で多く論じられるように、東アジア共同体が自由、民主主義、人権といったいわゆる普遍的

「価値」を尊重する共同体でなければならぬとすれば、⁶⁾ 同共同体とそれらの価値を基本的には共有する日米同盟との両立は可能であるとし、場合によっては日米同盟それ自体が共同体に融合されることも、理論的にはあり得るかも知れない。しかし、そのような、言わば西歐的な価値を厳密な意味で共有する共同体の創設は、多様性乃至異質性を特徴とする現下の東アジアの政治社会状況や経済状況からして非現実的である。むしろ多様性や異質性を前提にした機能主義的多国間協調関係を基礎とする重層的な枠組みの方が蓋然性はより高く、安全保障の枠組みも同じように重層的、且つ多国間協力的なものになることが予想される。もしそうであるとすれば、日米同盟を所与のものとする、すなわち日米同盟を機軸とする二国間主義的なアプローチでは多国間協調主義的な共同体との軌轍が生まれることが想像され、日米両国政府関係者が認識するような日米同盟の深化ではなく、同盟の多国間協力関係の中における相対化、乃至変容が必要とされる可能性もないとは言えない。因みに「同盟」研究の専門家であるスティーブン・ウォルト (Stephen M. Walt) ハーヴァード大学教授は「多極化の世界では同盟はより弱まるし、流動化する」と述べており、⁷⁾ 古くはオスグッド (Robert E. Osgood) ジョーンズ・ホプキンス大学教授も、かつて多極化の出現と米国の覇権的地位の後退を条件として、米国が日米同盟を修正する可能性があることを論じた。⁸⁾

本稿の目的は、二〇〇四年に日本の外務省が作成した東アジア共同体に関する論点ペーパーを中心にして、わが国、特に外務省では同共同体がどのように構想されているかを概観し、それを前提として、同共同体の中で日米同盟はどのような形で維持されるのか、或いは何らかの変容を来たすことを余儀なくされるのかを同盟の本質や日米同盟に対する日米両国の立場を検証しながら検討することにある。その際、すでに述べたように、東アジア共同体は多国間協力的安保システムの確立を目指すことが予想されるが、それと形成原理を異にする、すなわち仮想敵国を想定する安保システムたる同盟との関係に注目する。

そこでまず第一に、東アジア共同体構想の沿革とともに、上記論点ペーパーを中心に、外務省がどのような東ア

ジア共同体を想定しているかを概観する。次いで、同盟の本質を踏まえつつ、二つの世界大戦を経て新たに生み出された「集団安全保障による平和」という理念に基づく体制、すなわち普遍的な多国間協力体制の構築を目指した国際連合の中で二国間同盟はどのように位置づけられていたのかを国連憲章に即して検討し、両者間の原則的な関係について略述する。ここでは、二国間同盟は国連創設の段階では積極的に承認されたものではなく、むしろ否定的に認識されていたことが明らかにされるであろう。第三にはそれにもかかわらず、主として米国によって追求された二国間同盟とその結果としてのハブ・アンド・スポーク・システムの目的や意味を検討する。そしてさらに第四に、上記ハブ・アンド・スポーク・システムの重要な一角を占める日米同盟の成立の経緯、及びその当初の目的とその変容について概観し、併せて最後に東アジア共同体との関係について言及することとする。

二 東アジア共同体に向けた動きと日本の対応

(一) 東アジア共同体構想の沿革と日本の対応

戦後の日本は日米同盟を基軸として外交を展開し、軽武装を維持しつつ経済成長を達成し、いわゆる先進国としての地位を築いてきた。この言わば経済大国化の過程で、日本はもっぱら欧米との関係を重視して、アジアにはあまり関心を示してこなかったと言つてよい(もっとも今日では、外交の基本原則として日米機軸と国連中心主義に加えて、三つ目に「アジア太平洋地域の平和と繁栄」が挙げられる)。しかし冷戦が終結し二一世紀に突入して、主として世界経済のグローバル化が加速する一方で、リージョナリズム、すなわち地域主義の動きが、東アジアにおいても活発化するに伴い、日本も世界の成長センターと位置づけられるアジアのこうした動きを無視することができず、下記のように日本なりの対応は示してきた。因に、アジアへの関心の低さの理由としては、明治

以来の伝統的な「脱亜入欧」思想の影響もさることながら、特に最近の傾向として、次の二点を指摘することができるであろう。すなわち、第一には、上記の通り、これまでは日米同盟関係を所与のものと考えるほど重視し、アジアとの関係をどちらかと言うと軽視してきた日本にとって、グローバル化の旗振り役でもある米国と場合によっては利害の対立が生じかねないアジアにおける地域主義、具体的には東アジア共同体の創設に向けた動きに対し、米国への配慮からあまり積極的な姿勢を示すことができなかったことである。また第二に、アジアにおいて台頭著しい中国に対する必要以上とも思われる警戒心と対抗心のため、中国が主導権を握るかもしれない統合を目指す動き、すなわちアジア・リージョナリズムの動きをどちらかと言うと冷ややかに眺めてきたきらいがあったことも挙げられよう。¹⁰⁾

ところでこうしたリージョナリズムの動きは、欧州ではすでに地域統合、すなわちEUの結成という形で進展してきたが、東アジアでは、一九九七年のアジア通貨危機を契機にしていた。¹¹⁾すでに一九九〇年一二月にはマレーシアの当時のマハティール (Mahatir Mohamad) 首相によって今日の東アジア共同体構想につながる東アジア経済グループ (E A E G) 構想が提唱されたが、日本は米国に配慮して同国の反対に同調した。しかし上記アジア通貨危機を契機として、マレーシアのクアラルンプールで一九九七年一二月に A S E A N と日本、中国、及び韓国首脳によるいわゆる A S E A N + 3 首脳会議が開催され、東アジアにおける統合の機運が高まった。この A S E A N + 3 首脳会議はその後毎年開かれることになるが、一九九九年の第三回会議では「東アジアにおける協力に関する共同声明」¹²⁾が出され、今後「様々なレベル且つ様々な分野」における対話のプロセスと協力を強化していくことが確認された。¹³⁾また同首脳会議の提案によって、より幅広い東アジアにおける協力の可能性を探求するために、一九九八年には民間有識者が協議する場として「東アジア・ヴィジョングループ」(E A V G) が、また二〇〇〇年には政府関係者が協議する場として「東アジア・スタディグループ」(E A S G) が設置され、それぞれ二〇〇一年、

二〇〇二年に政策提言を行った¹³⁾。これら提言では、「東アジア共同体」の構築を目指した様々な分野の数十項目に及ぶ協力の提案が行われると同時に、中長期的には、今後いずれかの時点で参加国が対等の立場で参画し東アジア共同体の形成について対話を行うためのフォーラムとして、ASEAN+3首脳会議を「東アジア首脳会議」に発展させるべく努力することが提案された。このようにして、これら二つの報告書は東アジア共同体の創設に向けた議論の出発点の役割を果たすこととなった¹⁴⁾。

こうした中で、日本が東アジア共同体に関する構想を打ち出したのは、二〇〇二年一月のシンガポールにおける当時の小泉首相の演説であった。その中で小泉首相は、「日本とASEANは……共に歩み共に進むコミュニティの構築を目指すべき」であり、「ASEAN+3の枠組みを最大限活用すべきこと」、「日本、ASEAN、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの諸国がこのコミュニティの中心的メンバー」となること、さらに該コミュニティは排他的であってはならず、米国の役割は必要不可欠であり日米同盟関係をいっそう強化すること等を主張した¹⁵⁾。ここには、次項で見えるように、今日の日本の東アジア共同体の枠組みに対する考え方の概略が示されていたと言つてよい。ただし、この段階では「東アジア共同体」という、より具体的な固有名詞は使用されず、政府（外務省）は小泉演説のように、それを「コミュニティ」と呼んでいた¹⁶⁾。その後二〇〇三年二月には日本で日本・ASEAN特別首脳会議が開催され、東アジア共同体（ただし外務省訳はコミュニティ 筆者注）の構築と東アジア協力などに向けた「日・ASEAN東京宣言」が発表され、東アジアの統合に対する日本政府の積極性が示された。

こうして東アジア共同体に向けた地域協力が、ASEAN+3の枠組みを中心としながら様々なレベルで、且つ相互依存関係の進化に伴う各種機能主義的な形態を基礎として進展しつつある中で、外務省は、二〇〇四年七月、インドネシアのジャカルタで開催されたASEAN+3外相会議において、次に示すような東アジア共同体に関する

る「論点ペーパー」⁽¹⁸⁾を提出し、ASEAN+3首脳会議と東アジア首脳会議の違いなどを含む日本の基本的な考え方を明らかにした。もっとも同じ年の九月には、小泉首相は第五九回国連総会で演説し、それと矛盾するASEAN+3の基礎の上に立った「東アジア共同体」構想を提唱していた。⁽¹⁹⁾

しかしいずれにしても、地域統合を巡っては、すでに断片的に言及してきたように、望ましい統合のあり方や道筋、参加国の範囲などについて関係国によって温度差があり、見解の相違があった。それは例えば、前述の東アジア首脳会議の開催を巡って表面化した。⁽²⁰⁾すなわち日本、シンガポールなどは、対米配慮や中国の影響力拡大への懸念から、同会議参加国の拡大を提唱し、他方、中国やマレーシアなどは、ASEAN+3、すなわち一三力国による開催を主張したが、結局、二〇〇四年一月にラオスで開催されたASEAN+3首脳会議において、第一回東アジア首脳会議を二〇〇五年にマレーシアで開催することを決定した後、何回かの調整を行い、参加国については、二〇〇五年七月のラオスにおけるASEAN+3外相会議において、日本などの主張通り、ASEAN+3にオーストラリア、ニュージーランド、及びインドを加えた一六カ国で開催することが決まった。⁽²¹⁾

第一回東アジア首脳会議はこうして二〇〇五年の二月にマレーシアのクアラルンプールで開催され、その成果としてクアラルンプール宣言が出された。この宣言では、東アジア及び世界の平和と繁栄に貢献する「東アジア共同体」の実現を長期目標とすることについて共通の決意が示され、「ASEAN+3」が共同体を達成するための主要な手段であること、及び東アジア首脳会議は「この地域における共同体形成に重要な役割を果たし得る」とが謳われた。また同時に、東アジア首脳会議は「開放的、包含的、透明かつ外部志向のフォーラム」であり、「グローバルな規範と普遍的な価値の強化に努める」こと、さらに平和と繁栄のために「二国間及び多国間の協力を強化する」こと等の重要性が指摘された。なおこの宣言は、ASEAN+3協力一〇周年を記念して二〇〇七年一月にシンガポールで開催された同首脳会議に引き継がれ、そこで「より密接な統合の一〇年に向けて」「東ア

ジア協力に関する第二共同声明」が発表された。⁽²³⁾ その声明はクアラルンプール宣言の内容をほぼ再確認するとともに、ASEAN+3プロセスと東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、アジア太平洋経済協力会議(APEC)等をはじめとする地域的フォーラムが相互に強化し合い、補完し合いながら東アジア共同体の形成を推進するとの認識を改めて示した。以上のようにして、東アジアの統合に向けた動きは、関係国間の思惑の違いを内包しながらも徐々に活発化を増していると言つてよいと思われる。

こうした動きに対し、日本の姿勢は、小泉首相の靖国参拝問題を主な理由とする、日中、日韓関係の悪化に伴い、二〇〇五年前後には積極性を後退させることになり、小泉政権の後を継いだ安倍、福田、麻生政権も実質的にはほぼ同様であったが、二〇〇九年九月に誕生した鳩山民主党政権は、最初に述べた通り、具体案は示されていないものの、一方では日米同盟の深化を唱えながら、「友愛」に基礎を置く東アジア共同体構想を柱とするアジア重視政策を打ち出した。⁽²⁴⁾ もっとも、鳩山政権は、二〇一〇年六月には菅政権に交代しており、今後鳩山構想がどのような道を進むかについては不確定要素が多く予測しがたい。

(二) 外務省による論点ペーパー

東アジア共同体に関する論点ペーパーは、二〇〇四年七月にインドネシアのジャカルタで開催されたASEAN+3外相会議における議論のために作成されたもので、実際は、「東アジア共同体」、「機能的協力」及び「東アジア首脳会議」に関する三つの論点ペーパーから成っており、日本の東アジア共同体及びそれに関連する諸問題に対する考え方が示されている。⁽²⁵⁾ しかもそれらの考え方は基本的には今日にも受け継がれていると見られる。そこで以下では、日米同盟を外交の基軸とする外務省が、それと矛盾しない形の東アジア共同体をどのように構想しようとしているかを念頭に置きながら、それら論点ペーパーを検討することとする。

まず第一の論点ペーパー「東アジア共同体」では、共同体の形成が東アジア地域の共通の目標になっていることが述べられ、その背景を分析するとともに、共同体形成の基本目標の精緻化が必要であると主張されている。この中では、東アジア共同体に向けた努力において、ASEANが常に主導的な役割を果たしてきたことが強調されるところにも、今後も東アジアの協力と統合にとってASEANは極めて重要な触媒となると予測している⁽²⁶⁾。また、共同体形成の基本目標の一つとして、前述の「東京宣言」で言及された「普遍的なルールと原則の尊重⁽²⁷⁾」の必要性を指摘しており、とかく中国を意識して、価値の共有を強調する日本の特徴が現れている。次いで本ペーパーは、共同体形成に向けた三つのアプローチについて次のように言及する⁽²⁸⁾。すなわちそれらは、第一は機能的アプローチ、すなわち幅広い事項における機能的協力を促進することであり、第二は制度的アプローチ、すなわち将来、東アジアに制度的取極めを導入することであり、第三は共同体意識の醸成、すなわち地域間交流等を通して共通の価値観や原則にもとづくアイデンティティを共有するよう努力することである。

さらに、機能的アプローチに関しては、多様性を特徴としている東アジアにおける共同体形成にとってそれが極めて重要だとし、制度的取り決めに関しては、確固としたEU型にすべきか、それとも東アジア独特の多様性やその他の特徴に適合するように、より柔軟でオープンなものを追求すべきかを真剣に検討する必要があるとして決定を先に延ばしている。また第三の共同体意識の醸成に関して、共通の価値観と原則を共有することは最も困難な課題であるとの認識を示す一方、民主主義や人権等に関して普遍的に認識されている原則についてさえ「我々の立場」が異なっていることを指摘している。ここで「我々の立場」とは西欧的価値観を共有する国と中国の立場を指していることは明らかであろう。

以上の基本的な考えと関連して、最後に本ペーパーは、共同体への参加国について、その範囲は未定であり、且つASEAN+3が中核になるべきではあるが、オーストラリアやニュージーランド、それにインドも地域協力を

不可欠なパートナーでありメンバーに加えるべきことを示唆している⁽³⁰⁾。すでに言及したように、ここには中国への懸念と米国への配慮が織り込まれていると言つてよいであろう。

次に第二の論点ペーパー「機能的協力」に関しては、第一の論点ペーパーの中で一部言及されているが、ここではより詳細に、次のようにその重要性を説いている。すなわち東アジアは経済発展レベルや伝統的価値、文化、民族、宗教、言語、さらには政治体制に至るまで著しく異なっている。このような多様性を特徴とする地域の統合に当たっては、機能的協力が必要であり、そのための鍵として協力形態の「開放性」と「柔軟性」が重視されねばならない⁽³¹⁾。本ペーパーによれば、こうした機能的協力は、すでに言及した東アジア・スタディグループによる二〇〇二年の提言が実行に移されることによつて域内、域外に急速に拡大しつつあり、特に地域の相互依存関係の進展を促進するとともに共同体意識を育てている⁽³²⁾。

最後に第三の論点ペーパー「東アジア首脳会議」では、同会議は東アジアにおける共同体形成を促進する重要な制度的枠組みとなると予測している⁽³³⁾。すでに紹介したように、第一回の東アジア首脳会議、すなわち東アジア・サミットはクアラルンプールにおいて、中国等が主張するASEAN+3の二三国国ではなく、ASEAN+3+3の一六カ国で開催され、そこで出されたクアラルンプール宣言では日本の主張がかなり反映され、開放性・透明性・包含性や普遍的価値の強化などの原則が盛り込まれた⁽³⁴⁾。

二〇〇四年に外務省によつて作成された東アジア共同体についての論点ペーパーは大略以上の通りであるが、外務省はその後、二〇〇六年一月に大筋ではこの論点ペーパーを踏襲しつつ、改めて「東アジア共同体構築に係るわが国の考え方」として三つの「基本的立場」を明らかにした⁽³⁵⁾。

すなわち、第一の立場は「開かれた地域主義」の原則である。外務省はこの関連説明として、東アジアでは、ASEAN、日中韓に加え、豪州、NZ、インド、さらには米国等が各種機能的協力で重要な役割を果たしていると

述べ、さらに論点ペーパーの通り、開放性・透明性・包含性を確保し、上記のような幅広いパートナーと緊密な協力関係を確保することが課題であるとしている。第二の立場は「機能的協力を促進すること（機能的アプローチ）」である。この立場に関して外務省は、この地域の安全保障を含む多様性に鑑みて、東アジアにEUのような政治的な制度や枠組みを導入することは将来的目標であり、当面はFTA/EP A、金融、国境を越える問題等、広範な分野で機能的協力を推進することを中心に共同体の形成を目指すべきだとする。最後に第三の立場は、普遍的な価値の尊重、及びグローバルなルールの遵守である。外務省は、それに関連して、民主主義、自由、人権等の普遍的価値、及びWTO等のグローバルなルールの重視することの必要性を強調している。

以上の通り、日本の外務省が想定する東アジア共同体は、必ずしも明確なものではないが、最終的な政治統合が達成される前段階として、多様な価値を許容した機能的な多国間協力関係を基礎とする重層的ネットワーク型の緩やかな共同体が想定されていると言えそうである。中長期的には中国などへの対抗意識から主張されている価値の問題をどのように解決するかが課題となると考えられる。こうした緩やかな共同体が形成されるとすれば、それと政治的価値を共有した強固な結合関係を特徴とする日米同盟はどのような関係構築ことになるのであろうか、以下に検討する。

三 多国間協力体制と同盟——国連の集団安全保障体制と憲章第五一条——

一般に同盟は、一九世紀から二〇世紀にかけてのいわゆる「勢力均衡による平和」的国際秩序の中で、多くの国家によって採用されてきた伝統的な外交行動乃至外交手段であった。しかしよく知られているように、勢力均衡方式には軍拡競争を惹起するなど、平和を破壊する恐れのある幾つかの欠陥が内在しており、現実にも、それがすべ

ての理由ではないとしても、勢力均衡が破綻することによって二度にわたる世界大戦が惹起され、多くの人命が失われるとともに未曾有の惨害がもたらされてしまった。その結果、それに対する反省から、周知のように、勢力均衡方式に代わる集団安全保障方式によって国際の平和と安全を実現しようとする新しい考え方が登場し、それを基礎として国際連盟や国際連合が創設された。この意味で同盟、特に軍事同盟は、特別な場合を除いて古典的、乃至一九世紀的な外交手段であると言つべきであろう。

それではなぜ、そのような同盟が今もなお存在し、ある場合には、地域の平和と安定に一定の役割を果たしていると評価されるのであろうか。それは端的に言えば、現代の国際関係において、国家間の相互依存関係が深まる一方で、冷戦が終焉したにもかかわらず、イデオロギー的、パワー・ポリティクスの現実政治、乃至地政学的要素が依然として無視することができないほど根強く残っているという国際政治の現実に因るところが大きいであろう。しかしそれだけではなく、国際法上それが認知されているとの誤った認識が暗黙のうちに存在することも指摘しなければならぬ。すなわち、同盟を結成すること自体は、当事国の自由裁量に委ねられていると言つてよいが、一方の同盟当事国と第三国との間の紛争に関連する他の同盟当事国の行動は、実は、一定の制約条件の中で国際法上担保されているとの認識が一般に存在し、その法的根拠こそ、日米安保条約の前文や第五条に見られるように、国際連合憲章第五条の個別的・集団的自衛権規定³⁶⁾であるとして一般に認識されているのである。しかし、この憲章第五条は、次に述べるように、その成立の経緯によれば、いわゆる旧敵国に対するものを除いて、二国間同盟の結成やその行動を認めようとしたのではなく、本来は地域機構、実体としては地域的集団防衛機構の創設を容認した規定であったのである。

そこで以下では、普遍的な多国間協力機構である国連と地域機構や同盟との国連憲章上の関係を知るために、憲章第五条とは何かをその淵源、及び制定経緯とともに検討しておきたい。

国連創設のための連合国による国際会議は、一九四五年四月二十五日からほぼ二ヶ月に亘ってサンフランシスコにおいて開催されるが、周知のように、国連憲章の草案は、前年の一九四四年八月から一〇月にかけてワシントン郊外のダンバートン・オークス (Dumbarton Oaks) で開催された米英中ソ四カ国によるダンバートン・オークス会議（この四カ国による会議は、米英ソ三カ国と米英中三カ国による会議が別々に別の日程で行われた³⁹⁾）において、「一般的国際機構設立に関する提案」すなわちダンバートン・オークス提案として作成された。そして特に安全保障に関しては、米国国務省、特にハル (Cordell Hull) 国務長官の普遍主義的な考え方、すなわち地域的な取極めの価値を認めつつも、それはあくまでも世界的な国際組織に従属すべきであるとの考え方が反映されることとなった。具体的には、いわゆる「武力行使の一般的禁止」⁴²⁾が掲げられるとともに、翌年一九四五年に調印される国連憲章の第八章「地域取極」に引き継がれる第八章C節第二項では、「いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基づいて又は地域的機関によってとられてはならない」と規定されていた⁴³⁾。すなわちそれは、地域機構が地域的紛争を軍事力、すなわち武力の行使によって解決するためには安全保障理事会の許可を必要とすることを意味していた。

ところが、一九四五年二月に開催されたヤルタ会談において安保理事会の常任理事国に拒否権が認められることになったために⁴⁴⁾、ある地域で紛争が発生した場合、それと利害関係のある地域の地域機構が、安保理事会の許可を獲得し、自らの武力行使によって紛争を解決しようとしても、いずれかの常任理事国が拒否権を行使することによって安全保障理事会が機能しなくなることを、したがって紛争が解決されない事態が予想されることとなった。しかも正に同じ時期の一九四五年二月から三月にかけて、将来の地域機構の創設を指してメキシコ・シティーで開催された戦争と平和の問題に関する米州会議において、米州諸国のいずれか一国に対する「いかなる攻撃」も「すべての加盟諸国に対する侵略行為とみなされ」、当該地域機構によって「軍事力の行使」を含む対抗措置がとられるこ

とを謳ったチャプルテペック (Chapultepec) 決議が採択された⁽¹⁵⁾。言うまでもなく、この決議は、上記のダンバー・トン・オークス提案の規定、すなわち、いかなる強制行動も安保理事会の許可がなければとってはならないという規定と明らかに矛盾するものであった。

こうした状況の中で、米国自身は前記の通り、地域機構がその地域内の紛争を平和的に解決しようとすることは歓迎すべきであるが、強制行動は、すべて安全保障理事会の権限の下で行われなければならないという方針を打ち出していた⁽¹⁶⁾。しかし四月から開催されたサンフランシスコにおける国連創設会議において、他の米州諸国が、主として第二次大戦中のアルゼンチンにおいて親ナチス政権が樹立されたことに鑑み、枢軸国による再侵略に強い懸念を抱いていたこととそれに対する自己防衛の意識、及び伝統的なモンロー・ドクトリン (Monroe Doctrine) となわち中南米地域の問題は他国からの干渉なしに中南米諸国自身で解決するという原則の擁護を理由として、チャプルテペック決議の内容、つまり西半球において安全保障理事会から独立した行動の自由が認められないならば、国連憲章に調印しないとの姿勢を示したため⁽¹⁷⁾、国際連合の創設が一転して覚束ないものとなってしまった。

この危機に際して、新しく考え出された言わば妥協の産物が、安保理事会が麻痺した場合に、自衛権を發動して自ら強制行動をとることができるようにしたと一般に言われる憲章第五一条であった。すなわち国連憲章第五一条は、すでに脚注三八で示した「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」に続けて、「この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。(以下略)」と規定した。ここで明らかに推定できるように、条文上は、国連加盟国は、紛争の解決のための武力の行使に関し、安保理事会に対する報告義務はあるものの、実質的には安保理事会から自由に行動することが認められたのである。本稿で検討対象としている日米同盟に関しても、本条との関連において、

集团的自衛権の保有や行使などについて論じられていることは周知の通りである。

しかし上で検討したように、この第五条の成立経緯、及び、本条に続いて第八章の規定、すなわち「地域的取極」に関する規定が第五二条から五四条に亘って設定されたことから推して、本条で認められた集团的自衛権は、(特定地域の国家群による) 地域機構の創設、より具体的には地域的集団防衛機構の創設とそれへの適用を想定したものであったことは明らかと言つべきであろう。現に国連創設会議に、当時のトルーマン(Harry S. Truman)大統領による超党派外交の方針に従って、米国代表団の有力メンバーとして共和党側から参加し、憲章第五条の制定に大きな役割を果たしたヴァンデンバーグ(Arthur H. Vandenberg) 上院議員や米国代表団顧問として同じく同会議に参加し、一九五〇年代初めの日米安保条約をはじめとする二国間同盟のアジアにおける結成の立役者となり、後のアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower) 政権の国務長官になるダレス(John F. Dulles) は、本条を二国間同盟の結成やその集团的自衛権の行使を正当化する根拠とし適用することを想定していなかったと見られる。⁴⁸⁾むしろ、本条を巡る議論の過程で論じられたのは、主として、ヨーロッパにおける旧敵国ドイツに対する同盟の容認と中南米諸国の地域機構問題であり、同時にそれが再び世界を勢力間闘争に向かわせる懸念がないかといった問題であった。⁴⁹⁾

以上検討した通り、国際連合においては、集団安全保障体制の例外規定として国連憲章第五条の集团的自衛権規定が設けられたが、それは必ずしも二国間同盟の結成を懲憑したものではなかった。しかし冷戦が進行するに伴い、米国は東アジアにおいて、次節で述べるように、オーストラリア、ニュージーランドとの間の三国間同盟(A NZUS) を含むいわゆるハブ・アンド・スポーク・システムと呼ばれる二国間同盟網を、米国を扇の要として東アジア数力国との間で結成することになる。日米安全保障条約がその一角を占めることは言うまでもない。そこで以下では、米国によって推進された東アジアにおける安保体制はどのようなものであったのかについて概観する。

四 戦後米国の対東アジア安全保障戦略——ハブ・アンド・スポーク・システムとその変容——

上記の通り、戦後の国際の平和と安全は、建前としては、国連の集団安全保障体制によって達成されることが期待されたが、現実には冷戦の進行と激化等によって集団安全保障体制は十分には機能せず、むしろ憲章第五条を根拠としていくつかの地域的集団防衛機構や同盟が結成され、非同盟諸国が一部存在はしたものの、世界は米ソ両国をそれぞれ極とするいわゆる二極システムに変容し、二大勢力が対立する状況を惹起してしまったことについては改めて述べるまでもない。

こうした冷戦構造の中で、米国は一九五〇年代の初め、ソ連に対抗するために、アジア、特に東アジアにおいては、基本的には、当該地域における米国のパートナー、すなわち日本、韓国、フィリピン、タイ、及び大洋州のオーストラリア、ニュージーランド、さらには台湾のいわゆる中華民国との間で、ANZUSを例外として、もっぱら二国間同盟を結ぶことによって米国への軍事力依存度を高め、同時に米国市場への依存度も高めることによって、それら諸国の自由主義的な政治経済体制を防衛し、ひいてはこの地域の安定と発展を図ろうとしてきた。それは周知のように、ヨーロッパ、特に西欧においては、ほぼ同じ規模の国家群が存在し、且つそれら諸国が政治的、経済的、社会的、さらには文化的同質性を有していたため、米国は、それら諸国を経済的にも安全保障の面でも多国間協力的協定に結集させ、特に軍事的には地域的集団防衛機構であるNATO（北大西洋条約機構）を構築してソ連と対抗しようとしたのとは対照的な措置であった。東アジアでは西欧におけるような上記条件が欠落していたが故に、もっぱら二国間同盟が追求されたのであるが、このような米国を要とする二国間同盟網こそ、一般にハブ・アンド・スポーク・システムと呼ばれるものに他ならない。この体制の中で、戦後圧倒的な力を持ち、扇の要に位置

する米国は、スポークたる他のアジア諸国との二国間同盟を通して影響力を行使し、東アジア地域を防衛しようとしたのである。⁽⁵⁰⁾

もちろん既に明らかなように、このハブ・アンド・スポーク・システムは、その後の同盟諸国の政策転換や冷戦終結に伴う諸環境の変化によって、それらが結成された一九五〇年代初期のそれとは形を変えているだけでなく、後述のように、安全保障を巡る米国の当該地域に対するアプローチもこのハブ・アンド・スポーク・システムに必ずしも制約されない多元的協力関係を模索する動きが見られることに留意すべきであろう。

前者に関して言えば、例えば、米国は、一九五二年にフィリピンと相互防衛条約を締結するが、一九九二年には、その前年のピナツポ火山の噴火によって基地が大きな損傷を被ったことやアキノ (Corazon Aquino) 政権の方針転換により、アジア最大のスービック海軍基地及びクラーク空軍基地から完全に撤収した。ただその後、両国関係は改善且つ拡大され、一九九九年には「訪問米軍の地位に関する協定」、二〇〇二年には「相互補給支援協定」を締結するとともに、二〇〇三年には、米国はフィリピンに対し「主要な非NATO同盟国」の地位を付与するなど、様々な形で両国の軍事的な関係は維持されているが、同盟条約は廃止されることとなった。⁽⁵¹⁾ また、タイとの同盟関係は、一九五四年に結成されたSEATO条約を通じて形成されたと言つてよいが、米国は一九七七年のSEATO解消後も、一九六二年のタナット・ラスク (Thanat Rusk) コミュニケに従つてタイの安全保障に関わりを持つとともに、アジアにおける主要な安保同盟国として、二〇〇三年にはフィリピンと同じように「主要な非NATO同盟国」の地位を同国に与えた。⁽⁵²⁾ さらにニュージーランド、オーストラリアと共に一九五一年に締結したANZUS同盟は、一九八四年に誕生したニュージーランドの労働党政権の核政策の変更により、米国と同国との軍事同盟関係は事実上停止され、ANZUSは実質的に米国とオーストラリアとの二国間同盟の色彩を強めることとなった。最後に、台湾の中華民国との間で一九五四年に締結された米華相互防衛条約は、一九七九年の米中両国の国交

樹立により廃止されたが、同じ年に米国議会は台湾関係法を成立させ、且つ米国政府も事実上の米台軍事同盟を維持しようとしており、台湾への武器輸出などを巡って中国との間に軋轢が生じている⁵⁴⁾。

以上のように、戦後、特に一九五〇年代に成立したハブ・アンド・スポーク・システムには、その後同盟の維持強化が図られてきた日米同盟と米韓同盟を除いて、個々の同盟関係に変化が見られるが、この米国を軸とする二国間同盟網について、今からほぼ二〇年前の前ブッシュ (George H. W. Bush) 政権のジェームズ・ベイカー (James A. Baker) 國務長官は、冷戦終結直後の一九九一年に、同政権のアジア太平洋政策を総合的に提示した論文「アジアの中の米国」⁵⁵⁾の中で、それら同盟網を「扇の要とスポーク」(Spokes in the Fan)と呼び、二一世紀の東アジアにおける米国の安全保障上のアプローチとしてのその同盟網の重要性を米国の前方展開兵力の重要性とともに積極的に評価した⁵⁷⁾。この「扇の要とスポーク」が今日の「ハブ・アンド・スポーク・システム」を指していることは言うまでもないが、上の論文でベイカーは、「この同盟網の中で日米同盟は中核を占め」、「北向きのスポークは韓国を示し、南向きの他のスポークはフィリピンやタイに広がり、さらに南のオーストラリアまで拡大している」と述べるとともに、アジアには冷戦時代には抑制されていた民族対立や民族主義的野望、さらには領土や政治をめぐる対立が再登場しているとして、この同盟網を「米国のアジアに対する関与の新しい一章である」と述べ、その重要性を指摘した⁵⁸⁾。

このようなハブ・アンド・スポーク・システムに対する肯定的な評価は、一般的には、当然ながら政府当局、それに力関係を重視するリアリストや軍事的優越性を主張する保守派の人々に共通する認識と言ってよいであろう。それに対し、すでに断片的に言及したように、冷戦が終結して、東アジアにおいても共生の枠組みが模索されつつある今日、概してリベラルな立場の人々からは、このシステム、及びその有効性について特に長期的観点から批判的乃至懐疑的見解が示されていると言ってよいであろう。

例えば、著名な国際政治学者でアメリカ外交の専門家でもあるプリンストン大学のアイケンベリー (John Ikenberry) 教授は、若干アンビヴァレントな見解を示しながら、最後には多国間協力的なアプローチを支持しているように思われる。すなわち彼は、この「ハブ・アンド・スポーク安全保障体制は、今日、東アジアの安定にとつて最も重要な一つの錨である」と述べるとともに、「その周りには複合的な政治的・経済的相互依存体制」が形成されているとしてそれを積極的に評価する⁽⁵⁹⁾。しかし、その上で彼は、近年の東アジアにおける様々な動き、例えば、時に応じた安全保障対話や閣僚、首脳同士の会談、多国間フォーラムの開催、機能別の地域協力の展開、さらには中国の台頭及びその重要度の急激な高まりとシステムの関与外交の展開、それに韓国と中国の貿易や社会的なつながりの強化、この地域の指導者達による複雑な政治・経済問題の解決のための多国間協力メカニズムを利用したいという強い欲求の保持、及び米国自身による北朝鮮への多国間アプローチの展開等々は、政治、経済、さらには安全保障に関しても当該地域が「多国間主義として成熟」しつつあることの証左であるとの考えを示している。このように彼は多国間主義的な協力関係が東アジアの安定化に役立っているとの認識を示しながら、同じ論文で、それにもかかわらず、冷戦終結後も生き残った米国をリーダーとするこのハブ・アンド・スポーク体制は東アジア秩序の重要な安定要因として、まだ当分の間存続すると予測する⁽⁶⁰⁾。しかし既に述べた通り、当初冷戦を戦うために結成された当該システムの一部は冷戦の終結を主たる理由として変質を余儀なくされているという客観的事実も踏まえ、上の議論のほぼ一年後に書かれた論文において、彼は、主として三つの理由、すなわち第一は機能主義的相互依存の深化の要請、第二は長期的視点に立った力の計算、第三は米国の政治的伝統という三つの理由から、米国は、「二国間のハブ・アンド・スポーク関係を追求するのではなく、緩やかな多国間協力秩序の中で活動すべきである」との見解を表明している⁽⁶¹⁾。

それに対し、日本政治の専門家であるジェラルド・カーチス (Gerald Curtis) コロンビア大学教授はハブ・ア

ンド・スポーク・システムに対し、より厳しい認識を示す。すなわち彼は、北東アジアには、北朝鮮を巡る六者協議のような、多国間協力的安全保障体制に発展する可能性がある枠組みが存在するが、その可能性に対する主要な障害は米国によって採られている伝統的なハブ・アンド・スポーク体制であり、それは北東アジアの安全を追求する戦略としてはもはや効果的ではないと主張する⁽⁶³⁾。彼はこのように、ハブ・アンド・スポーク体制は、東アジアにおける米国の利益を追求するための戦略としてはもはや効果的ではなく、したがって米国は、東アジア諸国と安全保障を巡る議論を進めるために新しい多国間協力的な方策を積極的に検討すべきであると主張するのである。ただ日米同盟については、益々強力な勢力として台頭する中国に対する均衡的な役割を果たすとともに、かつて「瓶のふた論」⁽⁶⁴⁾と言われたように、日米同盟が日本自身の軍事力の強化への誘惑を抑えているという点で、中国に対しても安全保障上の安堵感を与えていると述べて、米国が日米同盟を含む何らかの形でアジアに留まることの必要性を説きリアリストの顔も覗かせている⁽⁶⁵⁾。アイケンベリー教授も主張するように、すでにハブ・アンド・スポーク・システムの周辺にそれらの一部、乃至全部を巻き込んだ形で安全保障を含む多くの機能主義的な多国間協力の枠組みのネットワークが形成されつつあり、且つそれ自体も変容を来している従来のハブ・アンド・スポーク・システムが多国間協力体制の障害になることを指摘しながら、その一角を占める日米同盟の意義や重要性を強調することの見解には、理論上の矛盾があると指摘せざるを得ないと思われるが、将来、東アジアにおいて「普遍的」な多国間協力的安保体制が形成されるとすれば、それから超越した日米同盟の存在は想定し難く、論理的にはその軍事的側面の調整などによる相対化は避けられないと思われる。

以上、検討してきたように、一九五〇年代初めから維持されてきた安全保障上のハブ・アンド・スポーク体制は継続して一定の機能を果たすことが予想され、その中の中心的な同盟である日米安保条約、すなわち日米同盟も暫く堅持されることが予想されるが、東アジア共同体が結成され、多国間協力を基礎とする何らかの安全保障の枠組

みが構築されるとすれば、上で示唆されているように、ハブ・アンド・スポーク体制、さらには日米同盟もともに何らかの変容を迫られることになると思われる。

もっとも米政府、特に国務省は、米国のアジアとの関わりの緊密化を想定しており、日米同盟についても、すでに述べたように、少なくとも短期的には、その重要性を強調する。そこで最後に、国務省のカート・キャンベル (Kurt M. Campbell) 東アジア・太平洋問題担当国務次官補の上院における米国のアジア・太平洋政策及び日米同盟に関する証言を紹介しておきたい。彼によれば米国は疑いなく太平洋国家であり、その米国にとってアジア・太平洋は死活的且つ永遠に重要な地域である。⁽⁶⁶⁾そして彼は、米国は、東アジアにおけるあらゆる挑戦に対処するために指導的な役割を果たすことが期待されているだけでなく、そのために同盟を拡充強化し、新しいパートナーシップを構築し、多国間機構の能力を引き上げることが期待されると述べていると述べる。同時に、米国は東アジアの平和と安定のために、当該地域に前方展開軍事力を保持し、同盟網を維持しなければならず、日米同盟は米国のアジア戦略の要石であると主張するのである。⁽⁶⁷⁾それではその日米同盟はどのような経緯で結成され、現在、および将来の姿はどのように想定されているであろうか。ここでは主として政府の見解を通して検討することとする。

五 日米同盟とグローバル化時代における変容

(一) 日米安全保障条約の成立過程と新安保条約

一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受託し、連合国に無条件降伏した。九月二日には降伏文書が調印され、以後連合国、実質的には連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) を最高責任者とする米軍による占領が開始された。その占領政策は九月二日付けで発表された対日占領政策の基本方針「降伏

後における米国の初期対日方針」(SWNCC 150/4/A)⁽⁸⁸⁾に基づき行われることとなったが、その目的は、日本が再び米国や世界の脅威にならないことを確実にすることであり、そのためにも日本を徹底して「非軍事化」し「民主化」することであった。すなわち、占領政策の最大の課題は、日本が再び軍事強国として復活することを防ぎ、民主的国家として生まれ変わらせることであった。

しかしこの米国の初期の対日占領政策は、米ソ冷戦が激化するとともに修正を余儀なくされる。すなわち対日占領政策は、米国のグローバルな冷戦戦略の中で再検討されることとなった。

対日占領政策が転換されるのは、一九四七年三月一二日に冷戦の公式声明と言われるトルーマン・ドクトリン(Truman Doctrine)が打ち出され、いわゆる「封じ込め」の最初の提唱者であるジョージ・ケナン(George F. Kennan)⁽⁸⁹⁾が同じ年の七月に、対ソ政策の立案のために國務省内に新たに設置された政策企画室(Policy Planning Staff, 以下PPSとする)の長に抜擢された頃からであるが、それが正式に決定されるのは、主としてマッカーサーによって主張されていた、いわゆる早期講和論がケナンを中心とするPPSによって批判され(筆者注:早期講和論批判は、一九四八年三月に作成され、ケナン・レポートとも言われるPPS 28文書「米国の対日政策に関する勧告」⁽⁹⁰⁾に反映される)、最終的に講和の延期が決定された一九四八年一〇月のNSC 13/2文書⁽⁹¹⁾においてであった(筆者注:PPS文書は一部修正が施された後、国家安全保障会議NSCにおいて、さらに一部修正の後、最終的にはPPS 28と同じタイトルのNSC文書、すなわちNSC 13/2としてトルーマン大統領によって承認されるのである)⁽⁹²⁾。因みにマッカーサーは、トルーマン・ドクトリンが出された三月一二日から僅か五日後の三月一七日に共同記者会見を開いて、「対日講和条約を早期に締結し、日本の軍事占領を終わらせるべきである、講和後の日本は国連が管理すべきである」旨の見解を表明していた⁽⁹³⁾。

こうして冷戦が激化するにともない、米国は冷戦を有利に戦うために、アジアでは、当初の方針であった日本の

徹底した「非軍事化」と「民主化」という看板を捨て去り、冷戦と戦い、日本を共産主義の脅威から防衛するため、当時のロイナル (Kenneth Royall) 陸軍長官が述べたように「全体主義への抑止力となるような強力且つ安定した国家」へと再建すべく、政策転換を行うことになる。⁷⁵⁾特にケナンは、経済復興が未だ十分に果たされず、したがって日本社会の安定性も達成されていない日本の共産主義に対する防衛体制の脆弱性という観点を重視し、東アジアにおける強固な安全保障政策を確立し、日本の経済復興を実現するまで講和を延期すべきであると主張した。⁷⁵⁾こうしてトルーマン大統領による基本戦略としての対ソ封じ込め政策の中で、対日政策も NSC 13 / 2 の承認を契機として、一九四八年の後半には、それまでの「非軍事化と民主化」から「経済復興と安定化」へと大きく転換することになるのである。

それにもかかわらず、米国政府内の対日政策は、米軍の駐留期間などをめぐって GHQ のマッカーサー、國務省のケナン、それに統合参謀本部や国防総省の軍部などの間で必ずしも意見の一致は得られていなかったが、こうした状況の中で、一九四九年に中国において中華人民共和国が成立し、共産党が政権を奪取すると米国の対日政策も再び変更を余儀なくされるのである。すなわち、中国の共産化、それは米国からすると「中国の喪失」⁷⁶⁾を意味し、日本の戦略的重要性を決定的に高めるとともに、アチソン (Dean Acheson) 國務長官などを中心に再び講和促進の動きが強まった。こうした状況の中で、最終的には軍事同盟たる日米安保条約に帰結することになる日本の再軍備を要求する声が米国の中で次第に高まり、⁷⁷⁾それを具体的に促す事件が発生する。それは言うまでもなく、一九五〇年六月の朝鮮戦争である。周知のように、一九五〇年六月二十五日、北朝鮮軍は、三八度線を超えて韓国に侵入し、朝鮮戦争が勃発した。米国は、直ちに国連安全保障理事会で北朝鮮の行為を侵略と認め、北朝鮮軍の撤退と即時停戦を求める決議を通過させた。⁷⁸⁾さらに七月七日には、安保理事会は、米国の指揮の下にいわゆる「国連軍」⁷⁹⁾を派遣することを決議し、その結果、米国を主力とする一六カ国が参戦することになり、翌八日には、日本占領軍最高司

令官のマッカーサーがトルーマン大統領によって、朝鮮における国連軍最高司令官に任命されたのである。⁽⁸⁾ こうしてこの朝鮮戦争を契機として、在日米軍のほとんどが急遽「国連軍」として朝鮮半島に派遣されることとなり、日本がほとんど無防備状態に置かれることとなった。そこでマッカーサーと米国の軍上層部は、日本における力の空白を埋めるため、日本に軍隊を創設することを決定したのである。すなわち、マッカーサーは、一九五〇年七月八日、いわゆるマッカーサー書簡によって、当時の吉田首相に対し、「七万五千人の警察予備隊の創設と海上保安庁定員の八千人の増員」を指令した。⁽⁹⁾ この七万五千人という数字は、朝鮮戦争勃発当時、日本に駐留していた米陸軍四個師団に相当するものであったが、正にこの書簡こそ、日本再軍備の契機となる歴史的書簡であったと言つてよい。

換言すれば、上述のように、朝鮮戦争は軍事アレルギーの強かった日本国民のさしたる抵抗もなく警察予備隊を発足させるとともに、対日講和論議も早期講和を促進する方向へ進ませ、日米同盟体制の中核である日米安保条約が締結されるきっかけとなった。折りしも前年の六月に引き続き、一九五一年初めから行われた吉田首相と米国國務省顧問で対日講和担当特使として来日したダレスとの間の対日講和交渉において、再軍備は最大の懸案事項であった。一月から二月にかけて行われたダレス・吉田交渉において、吉田は、再軍備を迫るダレスに反論し、再軍備は日本経済の自立を困難にするのみならず、対外的にも日本軍国主義復活への懸念を持つ国々を刺激するとして再軍備に反対した。⁽¹⁰⁾ 結局両者間で妥協が図られ、いわゆる「寛大な講和」⁽¹¹⁾の一方、日本側は、一九五二年には先の警察予備隊を改編して保安隊を創設することとなり（一九五四年には自衛隊として改組）、米軍に基地を提供することとなった。

この間、一九五一年九月八日には、サンフランシスコ講和会議において、日本を含む四九カ国が対日講和条約に調印し、併せて同日、日米安全保障条約の調印式も日米両国間で行われた。この多数講和とも単独講和とも呼ばれ

る平和条約と日米安全保障条約によって、日本は独立を回復するとともに米国との軍事的結びつきを強め、日本は米国を盟主とする西側ブロックに組み込まれると同時に、日米同盟関係の第一歩が印されたのである。

しかしながら、このようにして結成された日米同盟ではあったが、日米安保条約には、いくつかの改めるべき問題点があると指摘されてきた。それらのうち、しばしば俎上上げられたものは次の通りである。第一は、日米安保条約が、日本が国連に加盟する前に締結されたことと関連するものであるが、同条約と国連憲章との関係が明確になっていないことであった。例えば日米両国が関係する国際紛争を平和的手段によって解決する義務が規定されていないこと等である。⁶⁵⁾ 第二は、同条約のいわゆる片務的性格、乃至不平等性である。すなわち、日本は日本国内及びその付近に米軍が駐留することを許し、したがって軍事基地を一方的且つ半永久的に提供する義務を負っているにもかかわらず、条約上、米国は日本を防衛する義務を負っていないかった。第三は、いわゆる「内乱条項」である。これは日本国内における「内乱及び騒擾」を鎮圧するため米軍が介入できるとするもので、当時の不安定な社会情勢、特に共産主義革命などを想定したものであったが、明らかに内政干渉を意味していた。最後に指摘されるべき問題点は、極東における在日米軍の行動範囲と目的についてであった。すなわち同条約第一条では米軍は「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」する目的で使用される旨規定されているが、ここでは「極東の範囲」について明確にされていないために、それが拡大解釈される恐れがあり、さらには、在日米軍は、日本以外の極東の平和が破壊された場合、平和の維持、回復のために日本の基地から出動することができることをも意味しており、日本が、日本と無関係の武力衝突に巻き込まれる恐れがあったことである。

これらの問題を解消するために一九六〇年に旧安保条約の改定が行われ、より対等な現在の日米安全保障条約が成立することとなった。因みに、上記問題点に関連して新条約の主要な特徴を概略すれば次の通りである。すなわち、旧条約第一条のいわゆる内乱条項は削除され、新条約の第五条では「日本の施政権下にある領域における、い

ずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言」し、米国の日本防衛義務が明記された。また第六条の「日本国の安全」のためだけでなく「極東における国際の平和及び安全の維持」のために米軍が日本の基地を使用する権利を認める点は旧条約と同様であったが、このいわゆる「極東条項」については、「極東の範囲」について最も激しい議論を呼んだ。因みに政府答弁によれば、「極東の範囲」とは「フィリピン以北及び日本の周辺地域であつて韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれる……」とされている。⁽⁸⁾

以上のようなプロセスを経て、日米同盟体制の原型が確立されたと言つてよいが、ここで改めて、この段階における日米同盟の目的を確認しておく必要があるであろう。それはいずれ多国間協力体制たる東アジア共同体が創設されるとすれば、日米同盟の位相は、その安全保障の枠組みや方法等と密接に関係してくるからである。

日米同盟の目的は、その中核を占める日米安保条約の条文本体に明記されたものもあれば、当然ながらそうでないものもある。まず第一は、日米同盟が冷戦の産物であつたことの当然の帰結でもあるが、日本を西側陣営に取り込むことにより、対ソ戦略上有利な地歩を形成し、ソ連の拡大を防止することであつた。第二の目的は、日本を外部からの侵略から防衛することである。なお、米国に対する外部からの攻撃に対する日本の防衛義務については、新安保条約上はそれを負っているが、日本国憲法第九条により、いわゆる集団的自衛権の行使は許されないことからして日本の防衛義務はない。第三は、第一、二と関連して、日本の外部からの共産化を防止し、さらには極東地域の紛争に対処することである。旧条約に見られた内乱条項は、その廃止により、米国による日本の内政への干渉はなくなつたと考えてよいであろう。第四は、日本が再び軍事大国化して、アジアの隣国を攻撃することを防止することである。いわゆる日米安保の「瓶のふた論」的機能乃至目的である。⁽⁹⁾ 第五は、同盟が本来仮想敵国を想定したものであるとすれば、明示的に言われてはいないが、中国の特に軍事的な強大化への警戒感の高まりに伴う同国

に対する牽制も、特に近年強く意識されているものとして挙げる事ができると思われる。さらに第六として、最近の傾向であるが、日米協力関係の適用範囲の拡大を挙げることができであろう。特に最近の傾向として、日米安保の目的に関連して、従来の「極東の平和と安定」という言い方に加え、すでに一〇数年前から「アジア・太平洋の平和と安定」という言い方も頻繁に使われるようになってきており、且つ「周辺事態」という用語も後述する一九九七年のいわゆる新ガイドライン以降しばしば使われるようになってきていることから推して、日米安保条約の適用対象領域を拡大させつつあることを日米同盟の目的の一環として指摘する必要があるであろう。さらに、最近の多国間協力関係の進展に伴う影響として、すでに言及したことがあるが、日米同盟の枠組みを超えたアジア・太平洋地域における多国間安全保障対話などへの関与⁸⁸も日米同盟の時代の流れ乃至、グローバル化に伴う新たな目的として指摘することができるであろう。

(二) 冷戦終結後の日米同盟

日米同盟体制は上で略記した通り、一九六〇年に改定された現日米安保条約によって確立され、以後かなりの時代が冷戦期であった五〇年が経過した。冷戦下において、極東の平和と安定を維持し日本を守ることが第一義的な目的であった日米同盟は、冷戦が終結し二一世紀に突入した現在、どの方向に進もうとしているのか、ここでは、クリントン政権下で行われたいわゆる日米安保再定義を中心に検討することとする。それは、一般にはクリントン政権下の一九九六年から一九九七年にかけて、米国のイニシアティブのもとに日米政府間で行われた、冷戦後の日米安保体制に関する見直し作業を指しているが、二〇〇一年の九・一一以降は様相が若干異なる面もあるものの、冷戦後の日米同盟のあり方に関してその基調を示すものと言ってよい。以下では、その再定義の一環として検討され、作成された日米安保共同宣言や日米防衛協力の新ガイドラインに焦点を当てて検討することとする。

ナイ・イニシアティブと安保共同宣言

冷戦終結後の日米関係は、日米両国の共通の脅威の消滅や日本における五五年体制の崩壊などによって多少とも変化することが予想された。しかし冷戦終結直後の湾岸戦争における日本の対応に対し、それをいわゆる小切手外交、乃至、日本の一國平和主義とする批判があり、さらには、一九九四年に日本でまとめられた、多角的安全保障協力の促進を謳ったいわゆる「樋口レポート」⁽⁸⁹⁾等に対し、特に米側の対日疑念が示された。また、それと同時に、九〇年代の初めには北朝鮮の核開発問題や台湾海峡危機が発生したこともあり、米国はアジア情勢が不安定化しつつあるとの認識を基礎にアジア戦略の再検討を試み、その中で、日米安保体制再活性化の課題にも取り組み始めた。その中心的役割を果たした人物が、ハーヴァード大学教授から国防次官補のポストに就いたジョセフ・ナイ (Joseph Nye) であった。

一九九三年一月に発足したクリントン政権は、冷戦終結後の米国の軍事戦略を見直し、同年九月に発表した全般的な国防計画「ボトム・アップ・レビュー」⁽⁹⁰⁾に続いて一九九五年二月には、いわゆる「東アジア戦略報告」を発表した。⁽⁹¹⁾これは別名ナイ・レポートと呼ばれるようにナイ自らがイニシアティブをとって作成したものであった。この報告では、アジア太平洋地域に対する米国の安全保障戦略は「二国間同盟を強化することに重点を置いていること、米国は引き続きアジアにかかり合い、この地域の平和にコミットし、同盟・友好関係の強化に努めること、そのためにも米軍のプレゼンスの維持が重要であること、さらに多国間メカニズムは米国の二国間同盟を補完するものであり、この地域における多国間関係を重層的なものにすることは米国の利益に合致しているが、それは二国間関係の重要性を損なうものではないことが強調された。その上で日本との関係について、日米関係ほど重要な二国間関係は存在しないと述べるとともに、日米安保同盟は米国のアジアにおける安全保障政策の要であると位置づけている。それらに加えて同報告は、日米関係が、「米国の太平洋安全保障政策」と「米国の地球規模の戦略目的」の

二つの基盤になっていると、これまで明示的には述べられなかった新しい注目すべき指摘を行っている。ここで明らかなのは、まず第一に、米国がこの地域において「多国間の多角的安保協力関係」の構築よりは「同盟強化」を最優先する立場を明確にしたことであり、第二に、日米同盟強化の目的がアジア太平洋にとどまらずグローバルな安全保障問題に関与することの考えを明確に示したことである。特に後者は、日本防衛（安保条約第五条）と、極東の平和・安全のための在日基地使用（第六条）に限定されていた日米安保条約の適用範囲を広げる意思を明確にしたことを意味しており、場合によっては日米同盟を変質させるほどの重要性をもっていると言っても過言ではないと思われる。なお、報告では、米国は従来どおり、東アジアにおける前方展開能力として「米軍一〇万人の戦力」を保持する考えを強調した。

この「東アジア戦略報告」に引き続き、ナイ主導の下に、日米安保体制の再確認に向けた作業が行われ、その成果として、一九九六年四月に橋本首相とクリントン大統領によって「日米安全保障共同宣言」が発表された。²² この宣言は日米安保体制の役割を改めて確認し、新たな日米同盟のあり方を内外に明らかにするものであった。すなわち同宣言は、日米安保条約を基礎とする日米同盟関係が、二一世紀に向けて、アジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けること、及び両国に共通する価値、すなわち第一は、「日本の防衛のため人権を尊重することを再確認した上で、次の三点について改めて確認した。すなわち第一は、「日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、自衛隊の適切な防衛力と日米安保体制の組み合わせに基づくものであり、日米安保条約に基づいた米国の抑止力は引き続き日本の安全保障のよりどころであること」、第二は、「現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには……約一〇万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持すること」と、そして第三は、「日本は日米安保条約に基づく施設及び区域の提供……などを通じ適切な寄与を継続すること」であった。同宣言はこれらに加えて、日米防衛協力の具体的施策の一つとして、一九七八年の「日米防衛協力のた

めの指針」、すなわち旧ガイドラインの見直しを提案した。その他提案された施策を含め、本共同宣言は冷戦後の米国が、日米同盟はアジアの平和及び繁栄のための基礎であることを再確認するとともに、日米同盟の機能や適用範囲を含む防衛面の取り組みに関連して、日本に強く期待していることを示したものであったと言ってよいであろう。

新ガイドラインと周辺事態法の整備

日米安保共同宣言を受け、九六年六月より日米両政府はガイドライン見直しの作業を開始し、翌九七年九月、日米安保協議委員会によって新ガイドラインが了承された。ところでいわゆる旧ガイドラインは、上記の通り、一九七八年に作成されたもので、主として日本への武力攻撃、すなわち日本有事に際しての日米防衛協力のあり方を示したものであった。⁹⁵⁾しかし冷戦終結後のアジア・太平洋地域においては、不安定性や不確実性が依然として残っており、そのため日本周辺地域で日本の平和と安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性もあり、日本有事を想定した旧ガイドラインでは対処できない。そこで新ガイドラインの作成の必要性が指摘されたのである。

新ガイドラインの目的は、平素から日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して、より効果的且つ信頼性のある日米協力を行なうための堅固な基礎を構築し、緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整のあり方についての大枠及び方向性を示すこととされた。⁹⁴⁾そしてその目的のために、新ガイドラインは「平時」「日本有事」「日本周辺有事」の三分野について日米の役割分担を明示した。中でもその最大の特徴は、防衛協力の重点を安保条約第五条事態（日本有事）から六条事態（周辺有事）にシフトさせた点にあった。このうち特に周辺有事、すなわち周辺事態⁹⁵⁾における防衛協力については、日米両国政府が各々主体的に行なう活動への協力、米軍の活動に対する日本の支援、運用面における日米協力の三分野に分けて細かく協力内容を策定している。これまで、自衛隊は国土防衛に徹し、在日米軍は日本の防衛とともに極東の平和と安全の維持のために活動するというのが日米安保

条約に基づく役割分担であったが、新ガイドラインの制定によって、日本には極東を含む日本周辺地域で有事が発生した場合に、米軍を後方支援する役割が明確に求められるようになったと言ってよいであろう。⁽⁹⁶⁾

なお、日本政府はこの新ガイドラインに基づく対米支援などを可能とするために、一九九八年四月にいわゆる「周辺事態法」案を閣議決定し、翌九九年には「周辺事態安全確保法」を成立させた。⁽⁹⁷⁾しかしこのいわゆる「周辺事態法」に関しては、周辺事態の定義（脚注九五を参照）自体が曖昧であり、さらに、この法律に基づき、周辺事態に際して米軍に対して行なわれることになっている「後方地域支援」の後方地域とは何処かについても曖昧性を払拭できず、それらを理由に日本が戦争に巻き込まれる懸念も指摘されている。いずれにしても同法は、日米同盟のあり方とも関連して多くの問題を内包している。

以上に見てきたように、冷戦終結後の日米安全保障関係は、東アジア地域の不安定な状況に鑑み、前方展開戦力としての米軍のプレゼンスの維持の必要性を確認したうえで、やや漂流化しつつあった日米同盟をさらに強固なものとし、地域の安定と紛争防止はもちろん、地域を越えた問題に日本を積極的に関与させるための協力枠組みとして再評価する方向へ進んでいるように思われる。二〇〇七年版の防衛白書でも、「多くの面で基本的価値観と利益を共にしている日米両国による協力関係は、日米安保体制の下で行われるものに限定されず、アジア太平洋地域のみならず、世界における広範な課題を対象とした協力関係となっている」と記されている。⁽⁹⁸⁾

しかしこうした方向への日米同盟の展開は、多国間協力が益々求められようとしている東アジア地域においては、他国との軋轢を生ずる可能性が高く、いずれは多国間協力メカニズムとの間の調整が重要な課題となることが予想されると言ってもよいと思われる。

六 終わりに

「はじめに」で記したように、東アジア共同体が創設されるとすれば、その安全保障の枠組みは東アジア地域の多様性からして、それが共同体の構成国全体を包摂するものであれ、いくつかの同盟や多国間機構のネットワーク的なものであれ、多国間の緩やかな協力関係を前提にしたものになることが予想される。その際、現在まで強固な関係を構築している日米同盟はその枠組みとどのような関係を築くことができるのか、また日米同盟はどのように形を変えるのか、或いは変えないのか、それらを検討することが本稿の課題であった。

結論から記せば、日米同盟は、現在の安保条約の締結から五〇年経過し、強固な二国間関係を構築しているが、「日米安保再定義」やその一環としての「日米安保共同宣言」などに見られるような、同盟の機能を拡大強化し、その適用範囲を拡大するような路線を追求するとすれば、すでに言及したように、共同体の構成国との間に軌轍を生ずる可能性が高いと思われる。

確かに日米同盟は東アジアの安定に一定の役割を果たしていると評価され、最近ではそれはアジアにおける公共財と言われることもある。また、日米同盟から離れた時の日本の「軍国主義化」も心配する必要はない。さらに政治のリアリズムからして同盟は自然現象的なものであり、それを止めることには無理があるという議論もあり得るであろう。

しかしながら、ウォルト教授や入江教授の見解のように、同盟は、多国間協力関係がより重視される必要がある東アジア共同体の中では、より相対化される必要があり、同盟の軍事的側面も薄めていく必要があるように思われる。パワーポリティクスの要素の強い現実政治の中で、同盟に内在する問題点を過度に強調することは非現実的と

の批判を招く恐れがあるが、少なくともそれを意識することによって国家間関係をより「友愛的」なものにすることができるように思われる。そうでなければ、すでに若干の懸念が示されているように、いずれまた赤裸々な軍拡競争を惹起し、いわゆる「安全保障のジレンマ」からも解放されないばかりか、再びいつか来た道に戻ることになりかねない。

また、冷戦が終結した今日、グローバル・スタンダードとして一つの価値を他に押し付けることは多国間協力関係を推進する上で、余りプラスにはならないであろう。

日米同盟はアイケンベリー教授も言うように、当分の間はその存在意義を失うことはないであろう。しかし彼自身も指摘しているように、多国間協力システムの進展とともに、いずれはその変容を迫られ、その相対化、特に軍事的側面の相対化は避けられないと思われる。オバマ政権の東アジア太平洋問題担当国務次官補のカート・キャンベルは、現役の政府高官という立場もあって、前述のように二国間同盟や価値の問題の重要性に言及しながらも、新しい時代における米国の東アジアを含むアジア太平洋への関与の原則について比較的バランスのとれた議論を展開している。

彼によれば、アジア太平洋の重要性は死活的且つ恒久的である。しかも当該地域の国家も米国がアジアに積極的に関与することを望んでいる。その際、米国は単なる訪問者ではなく、その住人であることを保証する必要がある。なぜなら、そこで起こったことは米国の安全や経済に直接影響するからである。来るべき数十年は、気候変動、大量破壊兵器の拡散それに貧困の拡散が米国やアジアの他の地域にとって最も重要な挑戦になる。しかもこれは東アジアで長きに亘る挑戦となる。こうした状況は、このような問題を解決するに当たって米国が指導性を発揮しなければならぬことを示しており、さらに同盟を強化拡大し、新しいパートナーシップを作り上げ、この地に多国間協力機構を創る必要性を示している。中国の平和的勃興と国際機関への参加を継続して従って必要である

る。こうしたやり方がアジア太平洋に対する米国の基本的姿勢である。⁽⁹⁾ 大略以上であるが、ここには、日米同盟を重視しながらも、もっぱら多国間協力システムによって地域の平和と安定を維持しようとする東アジアにおける米国の将来の立場が示唆されているように思われる。

すなわち、日米同盟は、アジアにおける米国を中核とするハブ・アンド・スポーク・システムの中で、依然として要石の位置にある。しかも冷戦終結後のアジアにおいては、政治的、経済的不安定要因は減少するどころか、むしろ増加する傾向を示している。こうした中で、アジア地域においてその平和と安定に一定の役割をはたしていると認識されている米国を中核とするハブ・アンド・スポーク・システムやその一角を占める日米同盟に対する評価はかなり高いと言つてよいであろう。このことは、初めに確認したように、現日米安保条約署名五〇周年に当たつて、日米双方の首脳とも、同盟の当事者であることから当然とは言え、日米同盟が東アジアにおいて地域の平和と安定に大いに貢献していると異口同音に述べたことにも現れていた。しかし日米同盟の位相は、将来東アジア共同体が創設され、仮に安全保障の枠組みとして多国間協力的なものが創られた時、その頃には経済はもとより、軍事的にもさらに強大化していることが予想される中国や、同盟に参加していない他のアジア諸国が日米同盟に対してどのような反応を示すかに関わっている。米国が東アジア共同体の正式なメンバーとなることは米国の地理的關係からして可能性が薄いと思われるが、もしそうだとすれば、日米同盟は多国間協力体制たる東アジア共同体と、一方では相互補完的な役割を担いながら、他方で、これまで検討してきたような同共同体との調整が益々必要となつてくると思われる。

注

(1) 朝日新聞、二〇〇九年一〇月二五日。

- (2) 同上紙 二〇〇九年一月二十日。
- (3) 外務省「日米安全保障条約署名五〇周年に当たっての日米安全保障協議委員会の共同発表」(平成二二年一月一九日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/ampo50/kh_1001.html (accessed Feb. 2, 2010)
- (4) The White House, Office of the Press Secretary, "Statement by the President on the 50th Anniversary of the Signing of the U.S.-Japan Treaty of Mutual Cooperation and Security" Jan. 19, 2010,
<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/statement-president-50th-anniversary-signing-us-japan-treaty-mutual-cooperation-security> (accessed Jan. 20, 2010); 「日米安全保障条約五〇周年に向けたヒラリー・ローダム・クリントン (Hillary Rodham Clinton) 國務長官のビデオメッセージ」二〇一〇年一月一九日,
<http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20100119-71.html> (accessed Jan. 21, 2010); ルース (John V. Roos) 大使「安保条約五〇周年 日米同盟の将来は」朝日新聞 二〇一〇年一月一九日; 鳩山首相「日米安保条約の署名五〇周年談話」<http://www.kantei.go.jp/> (accessed Feb. 10, 2010)
- なお安保条約署名五〇周年に当たって、日米同盟の実績を評価し、さらにその深化を重視する、どちらかと言うと美辞麗句を連ねた多くの声明や談話が出されたのには、二〇〇九年九月、日本において政権交代が行われた結果、二〇〇六年に前自民党政権が米国ブッシュ政権と合意した普天間基地移設問題が一旦白紙に戻され、米国を含む一部から、日米同盟が不安定化するのではないかという懸念が生じたことが多分に影響していると思われる。
- (5) 朝日新聞、二〇〇二年三月一九日。なお鳩山前首相も一月の談話で「日米安保条約に基づく米軍のプレゼンスは……いわば公共財としての役割」を果たしていると述べている。朝日新聞 二〇一〇年一月一九日。
- (6) 例えば神保謙 二〇〇六年九月二九日講演「東アジア共同体と日米同盟」
<http://sfc-forum.sfc.keio.ac.jp/forumnews/news76/forumnews76-2.html> (accessed May 16, 2010); 小原雅博「東アジア共同体」日本経済新聞社、二〇〇五年、三一一頁。
- (7) ウォルト教授は、下記論文の「結論」で、アジアにおける米国を軸とする、特に日本、韓国、台湾との同盟は、それを解消する理由は、今日ほとんどないが、たとえそれが成功し、長期に存続したとしても、現存する同盟には神聖なもの

ない。すなわち国内情勢や外部条件が変われば、現存する同盟はもはや望ましいものではなくなり、諸国家は他の体制を模索するようになる、とも指摘している。

Stephen M. Walt, "Why Alliances Endure or Collapse", *Survival*, Vol.39, No. 1, Spring 1997, pp. 163, 170-171.

因みに、入江昭ハーヴァード大学名誉教授は、今後の日米関係を考える上で最も重要なことは「日米関係という問題の設定そのものが時代遅れになっている」ということだと述べている。入江昭「これからの日米関係をどう考えるか」『世界』第801号、二〇一〇年二月号、二二六頁。

- (8) Robert E. Osgood, *Alliances and American Foreign Policy*, The Johns Hopkins Press (Baltimore, MD), 1968, p. 161.
- (9) たとえば二〇〇五年版『外交書書』
- (10) 日本のアジア外交における米国への配慮や中国への対抗心については、谷口誠『東アジア共同体』岩波書店、二〇〇四年、六九頁など。
- (11) 外務省「東アジア地域協力の進展」(平成一八年一月一日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/eas_shinten.pdf (accessed March 20, 2010)
- (12) 「東アジアにおける協力に関する共同声明」(一九九九年一月一日)
http://www.sangjin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h17pdf/200509_shiryo.pdf#search
 (accessed April 15, 2010)
- (13) 「東アジア・ウイシヨングループによる提言」(二〇〇一年)、「東アジア・スタディグループによる提言」(二〇〇二年一月一日)
http://www.sangjin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h17pdf/200509_shiryo.pdf#search
 (accessed April 15, 2010)
- (14) 峰谷隆「東アジア共同体構想をめぐる三つの論点」『現代の理論』二〇〇六年秋号、明石書店、二二八頁；宮川真喜雄「東アジア共同体」『アジア研究』Vol. 51, No. 2, April 2005, p. 7.
- (15) 小泉首相の「東マシアの中の日本とASEAN」を題する演説(二〇〇二年一月一四日)

- (16) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/14/ekoi_0114.html (accessed April 28, 2010)
- (17) 外務省「東アジア地域協力の進展」脚注11に同じ。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean_03/sengen.html (accessed April 15, 2010)
- (18) 外務省「日本国政府作成の論点スーパ一」(二〇〇四年)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/jpn_01.pdf (accessed April 15, 2010)
- (19) 外務省「東アジア共同体構築に係る我が国の考え」(二〇〇六年一一月)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/eas_02.pdf (accessed April 15, 2010)
- (20) 調査及び立法者査問アジア研究会「東アジアサミットと東アジア共同体構築」調査と情報(国立国会図書館) 第五一五号、二〇〇六年三月二四日、一頁。
- (21) 外務省「東アジア首脳会議に向けた途のり」(二〇〇五年一〇月)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/eas_04.pdf (accessed April 15, 2010)
- (22) 「ASEAN+3首脳会議に関するクアラルンプール宣言」(二〇〇五年一一月二二日)、「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言」(二〇〇五年一一月二四日)
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/conference/asean3/joint0512.html>
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/eas/joint0512.html> (accessed April 15, 2010)
- (23) 「東アジア協力に関する第11共同声明」(二〇〇七年一一月一〇日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/asean+3/pdfs/11th_ks.pdf (accessed April 15, 2010)
- (24) 例えば、鳩山首相による講演「アジアへの新しいコミットメント 東アジア共同体構築の実現に向けて」(二〇〇九年一一月一五日、シンガポール)朝日新聞、二〇〇九年一一月一六日。
- (25) 外務省「日本国政府作成の論点スーパ一」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/pdfs/jpn_01.pdf (accessed April 15, 2010)

- (26) 同上ペーパー、四頁。
- (27) 同上ペーパー、五頁。
- (28) 同上ペーパー、五頁。
- (29) 同上ペーパー、六頁。
- (30) 同上ペーパー、六頁。
- (31) 同上ペーパー、七、八頁。
- (32) 同上ペーパー、八、九頁。
- (33) 同上ペーパー、一〇頁。
- (34) 外務省「東アジア協同体構築に係る我が国の考え方」前掲脚注19に同じ。
- (35) 同上ペーパー。
- (36) たとえばモーゲンソーは、国際政治の指導原理としての勢力均衡方式には、「不確実性、非現実性、不十分性」という三つの主要な欠陥があり、且つ、一般的には、戦争以外の方法で、国際社会のために勢力均衡機能を發揮することができないと述べ、勢力均衡を否定的に評価している。
- Hans J. Morgenthau, *Politics Among Nations*, 5th, Alfred. A. Knopf (NY), 1973, pp. 202, 203.
- (37) 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」一九六〇年六月一九日。
- (38) 憲章第五条では、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。(以下略)」と定められている。田畑茂二郎、他編『基本条約・資料集』東信堂、一九九五年。
- (39) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下FRUS), 1944, Vol. 1, 1966, pp. 713, 850.
- (40) "Proposals for the Establishment of a General International Organization", *ibid.*, pp. 890-915.
- (41) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, vol. 2, Macmillan (NY), 1948, pp. 1639-1646; Robert C. Hilderbrand, *Dumbarton Oaks*, The Univ. of North Carolina Press (Chapel Hill and London), 1990, pp. 163, 164.

- (22) *FR, 1944*, Vol. , pp. 890, 891.
- (23) *Ibid.*, pp. 898, 912.
- (24) Senate Committee on Foreign Relations, *American Foreign Policy 1941-1949*, ARNO PRESS (NY), 1971, p. 28.
- (25) Act of Chapultepec adopted at Mexico City Conference on Problems of Peace and War, February 21-March 8, 1945, *ibid.*, pp. 414-417; Dept. of State, *Department of State Bulletin*, Vol. , No. 298, March 11, 1945, pp. 398, 399 & No. 301, Apr. 1, 1945, pp. 526, 527.
- (26) The Acting Secretary of State Joseph Grew to Ambassador Harriman, January 27, 1945, *FR, 1945*, Vol. , p. 34; Pasovolsky's Statement, Record of Informal Meeting with Diplomatic Representatives of Certain American Republics, Feb., 5, 1945, *ibid.*, p. 54.
- (27) *FR, 1945*, Vol. , pp. 717, 718.
- (28) *Ibid.*, pp. 596, 597. **ヤムソクは対独協定に「国際同盟を如何にせん」の記號を附せられたる。**
- (29) Arthur Vandenberg to Secretary Stettinius, Jr., May 5, 1945, *Vandenberg Papers* (Univ. of Michigan, Ann Arbor, MI); Memorandum of Press and Radio News Conference (re United Nations Conference on International Organization), May 9, 1945, *ibid.*, pp. 2, 4, 7, 14, 18, 19 ; **「大団円」の由の経緯は「ナチス」の動向を以て第一「書」である。 国際機構が創設されたのは、米國に「国際同盟を締結する法的な権利が無くならざる」を以てしたる。**
- Observations on the San Francisco Conference as of May 10, 1945, *ibid.*.
- (30) Lee Jae Young, "U.S. Strategy for peace in Northeast Asia", *UPI Asia Online*, January 28, 2008; John Ikenberry, "Power and liberal order: America's postwar world order in transition" *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 5, No. 2, 2005, pp. 145-147.
- (31) <http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2794.htm#relations> (accessed June 1, 2010)
- (32) <http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2814.htm> (accessed June 1, 2010)
- (33) <http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/35852.htm> (accessed June 1, 2010)

- (54) 例えは二〇一〇年一月の米国政府の対台湾武器輸出決定に対し、中国は米国との軍事交流停止を発表した。朝日新聞、二〇一〇年一月三十一日。
- (55) James A. Baker, "America in Asia: Emerging architecture for a Pacific Community", *Foreign Affairs*, Vol. 70, No. 5, Winter 1991/2, pp. 4, 5, 9.
- (56) *Ibid.*, pp. 4, 9.
- (57) *Ibid.*, p. 5.
- (58) *Ibid.*, pp. 1, 2, 4.
- (59) John Ikenberry, "American hegemony and East Asian order", *Australian Journal of International Affairs*, Vol. 58, No. 3, September 2004, p. 353.
- (60) *Ibid.*
- (61) *Ibid.*, pp. 353, 354.
- (62) John Ikenberry, "Power and liberal order: America's postwar world order in transition" *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 5, No. 2, 2005, pp. 147-149.
- (63) Quoted in Lee Jae Young, *op. cit.*
- (64) 周恩来、キッシンジャー著、毛里和子、増田弘監訳『周恩来・キッシンジャー機密会談録』岩波書店、二〇〇四年、六六、一九七、一九九頁。この会談は、ニクソン大統領の訪中準備のために、一九七一年にキッシンジャー大統領補佐官（当時）が北京を訪問した際に行われたもので、その中でキッシンジャーは、日本が独力で国防を行えば、周辺国にとってそれは客観的な脅威となること、及び、現状の日米関係、すなわち日米安保条約が実際には日本を抑制していると指摘し、「いわゆる日米安保『瓶のふた論』を展開した。
- (65) 脚注63に同じ。
- (66) Kurt M. Campbell, "Principles of U.S. Engagement in the Asia-Pacific", Testimony of Kurt M. Campbell Before the Subcommittee on East Asian and Pacific Affairs, Senate Foreign Relations Committee, January 21, 2010.

- <http://foreign.senate.gov/testimony/2010/CampbellTestimony1001210.pdf> (accessed April 15, 2010)
- (67) *Ibid.*. なお日米同盟が米国アジア戦略の要石であることが認識は多くの論者によって共有されている。例えば Ikenberry, "American hegemony and East Asian order", p. 354.
- (68) SWNCC150/4/A, *FR*, 1945, Vol. , p. 720; Dept. of State, *Department of State Bulletin*, Vol. 13, No. 326, Sept. 23, 1945, pp. 423-427.
- (69) X, "The Sources of Soviet Conduct", *Foreign Affairs*, XXV, July 1947. なおトルーマン政権が軍事力を基礎とする「封じ込め」政策を展開したのに対してケナンは「封じ込め」という言葉は軍事的な意味で使用したのではないとしてトルーマン政権を批判したことは周知の通りである。菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』ミネルヴァ書房、一九九二年、一五七―一六四頁。
- (70) PPS 28 (Recommendations With Respect to U.S. Policy Toward Japan), March 25, 1948, *FR*, 1948, Vol. , 1974, pp. 691-696.
- (71) NSC 13/2 (Recommendations With Respect to U.S. Policy Toward Japan), October 7, 1948, *Ibid.*, pp. 876-877. なお PPS 28 から NSC 13/2 の変遷過程については、拙稿「アメリカの対日講和政策(一)」『名城法学』第三三巻、第三・四合併号、一九八三年三月を参照。
- (72) 同上文書。
- (73) マッカーサーの早期講和論については、拙稿「マッカーサーの早期講和論と大統領への野心」『名城法学』第五〇巻、別冊(法学部創立五〇周年記念論文集)二〇〇〇年―二二頁を参照。
- (74) Speech by Kenneth Royall, Jan. 6, 1948, quoted in Michael Schaller, *The American Occupation of Japan*, Oxford UP (NY), 1985, pp. 118, 119; Speech by Royall, "The United States Policy for Japan" San Francisco, Jan. 6, 1948, <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUUS/19480106.SIE.html> (accessed June 20, 2010)
- (75) *FR*, 1948, Vol. , 1974, pp. 699-705.
- (76) Roger Buckley, *US-Japan Alliance Diplomacy 1945-1990*, Cambridge Univ. Press, 1992, p. 33.

- (77) 一九四八年三月に行われたマッカーサー・ケナン会談で、すでに陸軍省で日本再軍備論が検討されていることが、会談に出席したドレーパー陸軍次官から紹介されており、また会談直後に作成された政策企画室の政策文書 PPS 28 では条件付ながら、日本の再軍備について言及されている。拙稿「前掲」アメリカの対日講和政策(一) 一四一、一四五頁。
- (78) U.N. document S/1501, June 25, 1950, *FR, 1950, Vol.*, 1976, p. 155.
- (79) 同じで言ひ「国連軍」は、言ひまでもなく国連憲章が想定した国連軍ではなく、実体は一九九一年初めの湾岸戦争に際し、安保理事会の承認の下に、米軍を中心として派遣された多国籍軍に近いものであった。
- (80) U.N. document S/1588, July 7, 1950, *FR, 1950, Vol.*, 1976, p. 329. 脚注 78 の六月二十五日、及び七月七日の一連の国連安保理決議が米国主導で可決されたのは、当時、ソ連が、新しく誕生した中華人民共和国に安保理事会の議席が認められないことに抗議して安保理事会をボイコットしていたことにちなむことを付言しておきたい。 *Ibid.*, pp. 155, 329. トルーマンによるマッカーサーの「国連軍」最高司令官任命については、 *Ibid.*, p. 333; Dept. of State, Department of State Bulletin, Vol. XIII, No. 576, July 17, 1950, p. 83.
- (81) 荒敬「再軍備と在日米軍」『岩波講座日本通史 20 現代』岩波書店、一九九五年・「マッカーサー書簡・警察予備隊設置」一九五〇年七月八日、大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第一巻：非軍事化から再軍備へ、三一書房、一九九一年、四二六、四二七頁。
- (82) フランク・コワルスキー著、勝山金次郎訳『日本再軍備』サイマル出版会、一九六九年、二六 二八頁・読売新聞戦後史班編『昭和戦後史：再軍備の軌跡』読売新聞社、一九八一年、四八頁。
- (83) 西村熊雄『日本外交史 27、サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、一九七一年、八八頁・吉田茂「回想十年」第一巻、新潮社、昭和三十一年、一六六頁； *FR, 1951, Vol.*, pt. 1, 1977, pp. 827-835.
- (84) 吉田茂、同上書、第三巻、二九、五四頁。
- (85) 花井等・浅川公紀編著『戦後日米関係の軌跡』勁草書房、一九九五年、七九頁。
- (86) 西原正、土山実男編『日米同盟 Q & A』亜紀書房、一九九八年、六三頁。なお、近年は極東に代わって「アジア太平洋地域」と言う言葉が多用されている。それに対しては適用範囲の拡大ではないかという批判がある。また中国は政府見解

- に対し、日米同盟は台湾防衛を視野に入れるものだとしてそれを批判している。同上書。
- (87) 栗山尚一「日本外交の課題(上)」『外交フォーラム』No.210、二〇〇六年一月、一四頁；Ikenberry, "American hegemony and East Asian Order"; 特に「瓶のふた論」については脚注64を参照。
- (88) 例えば、防衛省『日本の防衛』(平成二年版、防衛白書)(株)ぎょうせい、平成二年七月、三八一頁。
- (89) 防衛問題懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方：二世紀へ向けての展望」(通称・樋口レポート)一九九四年八月一二日、朝日新聞、一九九四年八月二二日(夕刊)。
- (90) The Secretary of Defense Les Aspin, *The Bottom-Up Review: Forces for a New Era*, September 1993, 邦訳「冷戦後時代の米戦力の見直し」『世界週報』一九九三年一〇月五日、一二四頁。
- (91) The Department of Defense, *United States Security Strategy for the Far East Asia-Pacific Region*, February 1995, 邦訳「第三次東アジア戦略構想」『世界週報』一九九五年三月二二日、二八日、四月四日、一一四頁。
- (92) 防衛庁『防衛白書』(平成九年版、付属資料18)大蔵省印刷局、平成九年八月。
- (93) 同上書(平成一〇年版)、二二七、二二九頁。
- (94) 同上書、二二二頁。
- (95) 「周辺事態」とは防衛省によれば、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、地理的概念ではなく、事態の性質に着目した概念である。同上書、一三三頁。
- (96) 同上書、二二二、二四三頁；外岡秀俊、本田優、三浦俊章『日米同盟半世紀』朝日新聞社、二〇〇一年；西川吉光『日本の安全保障政策』晃洋書房、二〇〇八年、一八九頁。
- (97) 朝日新聞、一九九九年五月一五日。
- (98) 防衛省『日本の防衛』(平成一九年版、防衛白書)(株)ぎょうせい、平成一九年七月、二二二頁。
- (99) Kurt M. Campbell, op. cit..